

議案第 1 4 号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の第 8 条の 3 の規定による請求を行おうとする職員は、同日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。